

電気通信大学スーパー連携大学院首都圏地域コア運営委員会細則

平成26年3月25日

改正

平成30年 3月30日

(設置)

第1条 電気通信大学スーパー連携大学院推進室規程第10条の規定に基づき、首都圏地域コア運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、スーパー連携大学院に係るイノベーション創出型人材育成及び首都圏地域活性化について、本学における実施に必要な事項を協議し、その円滑な推進に資することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 産学官連携センター長
- (2) 産学官連携センター副センター長
- (3) 委員長が指名する産学連携コーディネーター
- (4) スーパー連携大学院推進室に置かれた特任事務職員
- (5) 委員長が指名する首都圏の産学官連携推進を担う組織の関係者
- (6) 委員長が指名する首都圏の自治体の関係者
- (7) 委員長が指名する首都圏の企業の関係者
- (8) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第5号から第8号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 首都圏地域コアにおける共同研究等の産学官連携の推進に関する事項
- (2) 首都圏地域コアにおける共同研究に基づく大学院学生の学位研究の推進に関する事項
- (3) その他首都圏地域コアに関する重要な事項

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号に規定する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員会に若干名の副委員長を置き、委員長が指名する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代行する。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第7条 委員及び委員会出席者は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学術国際部研究推進課及びスーパー連携大学院推進室が協力して行う。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会で協議する。

附 則

1 この細則は、平成26年3月25日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

2 この細則施行後最初に選出される第3条第1項第5号から第8号までに規定する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。